Corporate Location Guide OITA City 2024





大分市について

海・山・川の全てがそろった優れた環境

本市の地勢は、市域の約半分を森林が 占め、これらの山々を縫うように県下 の二大河川である大野川、大分川が南 北に貫流しながら別府湾に注いでいま す。北部沿岸海域は水深が深い良港と なるなど、自然と都市が近接しており、 優れた生活環境を有しています。





賑わいと癒しが共存し、歩きたくなる街

古くから貿易や産業が発展し、南蛮文化がいち早く花開いた本市は産 業都市でありながら、歴史と文化、自然を楽しめるスポットも多く、観 光にもってこいの街です。







国立自然公園高崎山自然動物園



おおいたマリーンパレス水族館「うみたまご」

山と海の幸を満喫、おおいたのうまいもん

豊予海峡の荒波に揉まれて身が引き締まった「関あじ・関さば」は、全国 的に知られていますが、その他にも郷土料理の「とり天」や「だんご汁」、 豊後水道で捕れる「大分ふぐ」、「おおいた豊後牛」など山と海の幸が満







Contents

2p 大分市について

3p 助成制度

- ●企業立地促進助成制度
- 情報通信関連産業支援助成制度
- ●本社機能移転促進助成制度
- ●助成金交付までの流れ

5 ▶ 産業用地開発支援事業

6p 優遇制度

- ●先端設備等導入計画
- ●緑地面積等
- ●過疎地域の産業振興の支援
- ●地域再生法(地方拠点強化税制)
- ●地域未来投資促進法

10p 大分市のデータ

- ●人口
- 産業別就業人口
- ●事業所・従業者数
- ●教育機関
- ●賃金

13p 主な立地企業

15p 交通アクセス





気候

には恵まれています。

大分の気温と降水量

本市の気候は、温暖少雨を特色とする瀬戸内海式気候区

に属しており、沿岸部では年平均気温が17℃以上と気候

総人口 473,101人 (令和6年3月)

世帯数 231,206世帯

(男性:227,498人/女性:245,603人)

一 平均気温 平均降水量

本市では「企業立地促進助成制度」「情報通信関連産業支援助成制度」「本社機能移転促進助成制度」など、豊富なメニューで立地を支援しています。

対象業種

- 製造業
- 製造業以外の産業 (情報通信関連産業支援助成金の対象となる産業を除き、かつ、県、市等により造成された産業用地 又は大分市産業用地開発支援事業の指定を受け開発された産業用地への立地に限る)

対象要件

※助成対象となるためには、「設備投資額」及び「新規雇用従業員の数(純増)」の両方の要件を満たす必要があります。

設備投資額	新規雇用従業員の数(純増)
【新設】10億円以上(中小企業1億円以上)	【新設】20人以上(中小企業5人以上)
【増設、移設】10億円以上(中小企業5千万円以上)	【增設、移設】10人以上(中小企業2人以上)

助成内容

助成金の区分	助成額	限度額	合計限度額
設備投資支援	設備投資額×6%以内の額 機械等の賃借に係る設備投資額×25%以内の額(1年間)	【新設】 5億円 【増設、移設】3億円	【新設】 5億円
雇用促進支援	新規雇用従業員の数×50万円	1億円	【增設、移設】 3億円

※同一企業の支払期間の重複制限があります。詳細はお問合せください。

対象業種

- ソフトウェア業 インターネット附随サービス業 情報処理・提供サービス業
- デザイン業・機械設計業 コールセンター業 BPO

対象要件

業種		新規雇用従業員の数(純増)	
A ソフトウェア業、インターネット附随サービス業 情報処理・提供サービス業、デザイン業・機械設計業		3人以上	
В	コールセンター業、BPO	30人以上	

※新設、増設、移設、いずれも対象とする

助成内容

助成金の区分	助成額			合計限度額	
設備投資支援	設備投資額×5%以内の額				
	業種	正規雇用者	非正規雇用者(短時間労働者含む)		
雇用促進支援	А	正規雇用従業員の数×50万円 (3年間) ※ただし、2,3年目については 前年度の数と比較して増加した人数 ×50万円	非正規雇用従業員の数×3万円(3年間) ※ただし、2,3年目については 前年度の数と比較して増加した人数 (新規雇用従業員に限る)×3万円 ※業務内容等によって、 1人あたり10万円となる場合があります。 非正規雇用従業員の数×3万円(3年間)	2億8,000万円	
	В		※ただし、2,3年目については 前年度の数と比較して増加した人数 (新規雇用従業員に限る)×3万円		
	オフィス賃借料×3分の1(3年間)				
 事業運営支援	事業運営支援 通信回線使用料(従量分)×2分の1(3年間) (限度額2,100万円) システムの使用料×5%(3年間)				
- デネモロ人版					
	ファイナンスリースによる物件取得費用×5%(3年間)				

※同一企業の支払期間の重複制限があります。詳細はお問合せください。

対象施設

●各企業の調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門又は管理業務部門のために使用される 施設及び研究所として使用される施設

対象要件

●新規雇用従業員の数(純増)…大企業10人以上、中小企業3人以上

助成内容

助成金の区分	助馬		合計限度額
設備投資支援	設備投資額×10%以内の額		
	正規雇用者	非正規雇用者(短時間労働者含む)	
雇用促進支援	正規雇用従業員の数×60万円(3年間) ※ただし、2,3年目については前年度の 数と比較して増加した人数×60万円	非正規雇用従業員の数×20万円(3年間) ※ただし、2,3年目については前年度の 数と比較して増加した人数 (新規雇用従業員に限る)×20万円	3 億円
事業運営支援	オフィス賃借料等×2分の1(2年間)		

※同一企業の支払期間の重複制限があります。詳細はお問合せください。

助成金交付までの流れ

新設・増設・ 移設計画について 本市と事前協議 指定申請書 を提出 (事業開始日の30 日前まで)

事業開始

事業開始報告書 を提出

(提出期限は事業 開始日より1年間) 助成金交付

助成制度

※情報通信関連産業支援助成制度又は本社機能移転促進助成制度の助成金の交付を受けた事業者は、 第2年度以降「事業完了報告書」の提出が必要となります。詳細はお問合わせください。

その他の注意事項について

区分	内容
設備について	 事業所の新設、増設、又は移設に必要な土地、家屋及び償却資産であること。 ※対象になるかは個別にご相談ください。 事業を開始する5年前の日から事業開始日の前日までの間に取得した資産であること。 ただし、この期間において別の設備投資計画に基づき、設備投資支援を受けた(受ける予定を含む)場合は、それに係る設備投資等が完了した日以降に取得した資産に限る。
雇用について	 ●新規雇用従業員とは、事業所の新設等に伴い、新たに就業することとなる正規雇用従業員 又は非正規雇用従業員であって、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する 被保険者であるもの(市内に居住する者に限る。)をいう。 ●助成金の算定に係る新規雇用従業員の数は、助成金の額の確定の日から5年間これを下回らないこと。

|3

産業用地の開発・分譲を行う民間事業者を支援します!

【事業目的】

大分市では、企業立地を促進し、産業集積の推進を図るとともに、産業用地に係る企業 ニーズに迅速に対応するため、市内において産業用地の開発・分譲を行う民間事業者を募 集し、官民連携による産業用地の整備を進めます。

【事業概要】

企業立地推進事業の一環として、民間事業者から開発計画の募集を行い、審査を経て、産 業用地開発支援事業として指定し、当該開発を実施する事業者を支援します。 ※支援の詳細は下記支援内容についてを参照

【主な応募資格要件】

(1)対象地域:市内4箇所のインターチェンジ(大分、大分光吉、大分米良、大分宮河内) 及び大分港大在コンテナターミナルの周辺(概ね1.5km以内)

※市街化調整区域については概ね1km 以内

(2)開発規模:概ね5ha以上 ※募集総面積は50haを目安

その他

- ●開発に必要な許認可等を受けていること
- ●複数社への分譲を予定している開発計画であること
- ●分譲対象業種については、「製造業」を営む者のうち専ら物品の製造や加工等を行う施 設を設置しようとする者、または、「卸売業」「物流業(運送業、倉庫業等)」を営む者のうち 物流施設を設置しようとする者であること

※関係法令及び「市街化調整区域内地区計画ガイドライン」を遵守すること

- ■国税等の滞納がないこと、暴力団員でないこと
- ●事前に大分市(創業経営支援課)へ相談を行うことなど

支援内容について

産業用地開発支援事業として指定を受けた事業者に対して、インフラ整備負担金および奨 励金を交付します。

インフラ整備負担金

【交付対象】

産業用地及びその周辺のインフラ整備 (整備後、市に帰属する「道路」、「水道 施設」、「排水施設」)に係る費用

【交付額】

「事業者が整備に要した費用」と「市が 自ら施工した際に想定される整備費用 相当額」のいずれか低い額

【上限額】

産業用地の面積1ha 当たり2,500万円 産業用地1箇所当たり5億円

奨励金

【交付額】

売却に至らなかった分譲地に係る固定資産税 等の額から、申請時点において課税されていた 固定資産税等の額を減じた額(千円未満切捨て)

【交付対象期間】

最長5年度分※売却に至らなかった分譲地で あっても、賃貸借等の目的で利用される場合 は、奨励金を交付しない。

【交付時期】

固定資産税等の納付が確認できた翌年度か ら、年度ごとに支払う。

※奨励金の交付申請については、固定資産税等の納付を完了 した日の属する年度の翌年度から、年度ごとに申請を行う必 要があります。

事業スキーム

【市】 募集要項公表

【民間事業者】

開発計画の応募(指定の申請) ※開発に必要な許認可等を受けている ことが条件

【市】

大分市産業用地開発支援事業 指定等審査委員会

> 【市・民間事業者】 協定書締結

> > 【民間事業者】 工事着工

> > > 【市】

工事完了公告

【市・民間事業者】 インフラ管理・帰属

※管理・帰属とは、土地の所有権移転 登記完了後、インフラ(施設)の管理引 継ぎを終えている状態をいう。

【民間事業者】

指定支援事業の完了報告

【民間事業者】

インフラ整備負担金の交付申請、 奨励金の交付申請

【市】

インフラ整備負担金の交付、 奨励金の交付

内に設備を導入する場合、固定資産税が3年間2分の1となる特例措置を設けています。また、中小企業の前向きな賃上げを後 押しするため、当該計画において「賃上げ表明」を行う場合、より有利な特例率や期間が適用されます。

中小企業者等が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、先端設備等導入計画に係る本市の認定を受け、当該期間

先端設備等導入計画の主な要件

中小企業者等が、計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画(先端設備等導入計画)を策 定し、本市の導入促進基本計画等に合致する場合に認定を受けることができます。

主な要件と内容

■中小企業者等の規模

中小企業等経営強化法第2条第1項に定める中小企業者

■計画期間

3年間、4年間または5年間

- ■労働生産性の向上の目標(注1)
- 計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上すること

■先端設備等の種類(注2)

労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備であり、年平均の投資利 益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不 可欠な設備であること。

【減価償却資産等の種類】機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

■計画内容

- ●導入促進指針および導入促進基本計画に適合するものであること
- ●先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- ●認定経営革新等支援機関(商工会議所、金融機関等)において事前確認を行った計画であること

労働生産性の向上に必要な生産、 販売活動等の用に直接供される設 備の導入によって、[労働生産性= (堂業利益+人件費+減価償却費) /労働投入量]が年平均3%以上 向上する見込みであることについ て、認定経営革新等支援機関の確 認書が必要。

(注2)

(注1)

設備の導入によって、[年平均の投 資利益率=(設備を取得する翌年度 以降3年度の営業利益と減価償却 費の平均額)/設備の取得価額の 合計額1が5%以上となることが見 込まれることについて、認定経営革 新等支援機関の確認書が必要。

固定資産税の特例の概要

■対象者

- ●資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 ※同一の大規模法人から1/2以上の出資を受ける法人や、2以上の大規模法人から2/3以上の出資を受ける法人を除く
- ●資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人
- 常時使用する従業員数が 1000 人以下の個人

注意: 固定資産税の特例措置が受けられる対象者は、先端設備等導入計画における中小企業者等の 規模要件とは異なりますのでご注意ください!

- ■対象設備等 投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された①~④の設備
- ①機械装置(160万円以上) ②測定工具および検査工具(30万円以上)
- ③器具備品(30万円以上) ④建物附属設備(60万円以上)

■その他要件

- ●生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
- ●計画認定後に取得した設備であること
- ●中古資産でないこと
- ■特例措置(注1)(投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された①~④の設備)
- 「賃上げ表明なし」 ⇒ 3年間、1/2免除
- ② a 「賃上げ表明あり」+「令和6年3月末までに取得」 ⇒ 5年間、2 / 3免除
- ② b 「賃上げ表明あり」+「令和7年3月末までに取得」 ⇒ 4年間、2/3免除

(注1) 「賃上げ表明」については、「雇用者 給与等支給額の増加率=(計画認 定の申請日の属する事業年度また は当該申請日の属する事業年度の 翌事業年度における雇用者給与等 支給額 - 当該申請日の属する事 業年度の直前の事業年度における 雇用者給与等支給額)/(当該申請 日の属する事業年度の直前の事業 年度における雇用者給与等支給 額)]が1.5%以上となるものであ り、従業員へ賃上げ方針を表明し たことを証する書面の添付が必要。

緑地面積等

本市では、企業活動の拡大や新たな企業立地の促進、雇用の創出といった本市の産業振興と環境保全との調和を図ることを 目的に令和2年12月に条例を制定し、緑地等の面積率の基準を緩和しています。

市独自の緑地等面積率の基準

地域・区域	緑地等の面積率(国が許容する範囲)
準工業地帯(住居と工業の用に供されている区域)	15%以上(15%~30%)
工業専用・工業地帯(主として、工業の用に供されている区域)	10%以上(10%~25%未満)
用途地域の定めのない地域等(調整区域・都市計画区域外の区域)	10%以上(10%~30%)

系地域)については、これまでどお り国の基準(25%以上)を適用し ます。

環境に配慮した取組

※左記以外の地域(住居系・商業

景観・環境に配慮した取組に関する計画書の提出

工場の新増設の際に、緑地等面積率が25%を下回る場合、 市に環境や景観に配慮した取組の実施に関する計画書を 提出してください。

※緑地等面積率を25%以上整備する場合は提出不要です。

景観に配慮した取組

- ●工場壁面の緑化 等
- ●工場周辺等の美化活動
 - ●植樹活動
 - ●公園管理への物的支援 等

応募方法等

申請を希望する事業者は、開発に必要な許認可等を受けた後、開発工事着工前までに、「大分市産業用地開発支援事業指定申請書(要綱様 式第1号)」に事業計画書等必要書類を添付のうえ、下記応募先まで「持参」または「郵送(簡易書留に限る)」にて提出してください。 ※「持参」の場合は、土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで受付。

【応募先(担当部署)】



大分市 商工労働観光部 創業経営支援課(企業立地担当班) 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号

ご注意ください世

応募にあたっては、開発に必要な許認可等を受けていることが条件となります。 ※関係法令等との整合性を図るため、関係機関と協議が必要になります。

本市では、過疎地域の産業を促進しており、過疎地域において製造業、情報サービス業等を営む事業者が一定の事業資産を取得した場合、固定資産税の税制優遇を受けることができます。

税制優遇の内容

〈対象地域〉 佐賀関地域全域及び野津原地域全域

〈対象業種〉 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業(下宿営業を除く)

〈取得価格要件〉

対象者	対象業種	資本金の額	取得等の区分	対象設備等の取得等の額(※土地を除く)
青色申告書を 提出する法人 又は個人	#11 \	5,000万円以下	新設又は増設若しくは改修等	500万円以上
	製造業又は旅館業 (下宿営業を除く) 農林水産物等販売業 情報サービス業等	5,000万円超1億円以下	新設又は増設に限る	1,000万円以上
		1億円超	新設又は増設に限る	2,000万円以上
		5,000万円以下	新設又は増設若しくは改修等	500万円以上
		5,000万円超	新設又は増設に限る	300万万以上

〈対象資産〉 償却資産(機械、装置、構築物)、家屋、土地(対象家屋の敷地)

令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の羽日からお覧して1年以内に光弦土地を敷地とする光弦家屋の建設の差毛があった場合に限る

の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る。 〈課税免除期間〉 初年度以降3年間



詳細はこちらから

本社機能の移転・拡充を行う場合、計画段階(着手前)に「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」等を県に申請し、認定を受けることにより、課税の特例や債務の保証等の優遇措置を受けることができます。

対象者

●移転型

東京 23 区にある本社機能を大分県内に移転する 事業者

●拡充型

東京23区以外にある本社機能を大分県内に移転する事業者、 大分県内にある本社機能を拡充する事業者

本社機能(特定業務施設)の範囲

	複数の事業所に対する業績	務または全社的な業務を行うもの	
	調査・企画部門 事業・商品等の規格・立案や市場調査を行っている部門		
	情報処理部門	自社のためのシステム開発・プログラム作成等を専門的に行っている部門(商業に関するものは×)	
	研究開発部門	基礎研究・応用研究・開発研究を行っている部門	
事務所	所 国際事業部門 輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門		
	その他管理業務部門 総務・経理・人事の管理業務を行っている部門		
	情報サービス事業部門	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、インターネット附随サービス等を行っている部門	
	商業事業部門の一部 専ら事業所内において電話やオンラインツールを活用して行われる営業・購買業務を行う部		
	サービス事業部門の一部 調査企画、情報処理、研究開発、国際事業、その他管理の受託に関する業務を行う部門		
研究所	事業者による研究開発において重要な役割を担うもの(工場内の研究開発施設も含む)		
研修所	事業者による人材育成において重要な役割を担うもの		

計画の認定要件

- 1.大分県認定地域再生計画(大分県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト)に適合するものであること
- 2. 特定業務施設において常用雇用の従業員数が5人(中小企業者1人)以上増加するものであること

(移転型の場合は、特定業務施設を事業の用に供する日から同日以後1年を経過する日までに過半数が 東京23区にある事業所からの転勤者で、以後計画期間中は1/4以上であること)

注)常用雇用とは、週の所定労働時間が20時間以上で、雇用期間の定めがないまたは反復更新される場合をいう。

優遇措置の概要

【地方税の課税の特例(令和8年3月31日までの計画認定が必要)】

対象:土地・特定業務施設の用に供する減価償却資産

取得価格要件:合計額が3.800万円以上(中小企業者等:1.900万円)

●移転型

法人事業税・・・・課税免除(3年間)

不動産取得税・・課税免除

固定資産税・・・・課税免除(3年間)など

●拡充型

不動産取得税···1/10課税 固定資産税····1年目:1/10

> 2年目:1/3 3年目:2/3課税など

- 計画認定日の翌日以後3年以内に供用開始したものが対象
- 固定資産税の不均一課税については、市町村によって課税割合が異なる場合があります。

【法人税の課税の特例(令和8年3月31日までの計画認定が必要)】

【オフィス減税】 取得資産に係る法人税等の特別償却または税額控除

対 象:建物・附属設備・構築物

取得価格要件:合計額が3,500万円以上(中小企業者等:1,000万円)

●移転型

特別償却25%または税額控除7%

●拡充型

特別償却15%または税額控除4%

限度額:税額控除は、当期法人税額等の20%

- ○本社機能に係る部分のみが対象。(床面積按分により算出) ○計画認定日の翌日以後3年以内に供用開始したものが対象
- ○親会社が取得したオフィスなどに子会社が入り、事業の用に併した場合は対象外。 ○事情の用に供したことのないもののみが対象。

【雇用促進税制】 増加した従業員に係る法人税等の税額控除

要件:適用年度、その前事業年度、前々事業年度中に事業主都合による離職者がいない

●移転型

初年度最大90万円/人(50万円+上乗せ分40万円) 3年間計:最大170万円/人

●拡充型

初年度のみ:30万円/人

限度額: 当期法人税額等の20%

※オフィス減税と雇用促進税制の同一年度の併用は不可(オフィス減税と雇用促進税制の上乗せ分は併用可)

- ○増加雇用者が転勤者の場合は減額(-10万円/人)。
- ○法人全体の雇用者増加数が上限。

日本政策金融公庫による低利融資

中小企業事業の設備資金: 2.7億円まで特別利率③ (その他運転資金等は基準利率)

●詳細は、本社を管轄する日本政策金融公庫本支店 (中小企業事業)にお問い合わせください。

中小企業基盤整備機構による債務保証

社債発行、金融機関からの借入れに対する債務保証

- ●当該事業の実施に必要な資金を調達するために行う ものが対象です。
- ●債務保証審査は、中小企業基盤機構の審査に基づき 決定します。
- ●詳細は、金融機関にお問い合わせください。

計画段階(着手前)に「地域経済牽引事業計画」を県に申請し、承認を受けると、 以下の各種優遇措置を受けられます。

地域経済牽引事業計画の承認要件(県)

- (1)下記対象産業で、かつ付加価値額(※1)が4,600万円以上(※2)増加すること
- ①自動車関連産業
- ⑥食品・農林水産関連産業(県内の特産物を活用した場合に限る)
- ②電子・電気・機械関連産業
- ⑦サービス産業(県内の観光資源を活用した場合に限る)
- ③素材型産業・造船関連産業
- ⑧デジタル関連産業
- 4)医療関連機器産業
- ⑨航空宇宙関連産業
- ⑤環境・エネルギー関連産業
- ⑩物流関連産業
- (※1)付加価値額=売上高-費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)+給与総額+租税公課
- (2)次のいずれかを満たすこと(県内の事業所で判断します)(※3)
 - ①県内の事業者間での取引額が開始年度比で1,500万円増加
 - ②売上げが開始年度比で3億3千万円増加
 - ③雇用者数が開始年度比で10人増加
 - ④給与等支給額が開始年度比で3,000万円増加
 - (※2)(※3)事業計画期間を5年と想定した値。それよりも計画期間が短い場合は、その計画期間を5年で按分した値。

優遇措置の概要

地方税(不動産取得税、固定資産税)の課税の特例 ※国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります

【要件】

- (1) \sim (4) をすべて満たすこと ※詳細な要件は大分県の HP でご確認ください
- (1)投資額要件(令和7年3月31日までに取得したもの)

業種	金額		スの仏と悪事技	
木性	対象資産	取得価格	その他必要事項	
農林漁業関連	土地・建物・附属設備・構築物	合計5千万円超	前年度減価償却費※の20%以上	
その他業種	土地・建物・附属設備・構築物	合計1億円超	※対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の 範囲に含まれる他の全ての会社の分を合算	

- (2)売上高伸び率が一定以上増加すること
- (3) その他(投資収益率、労働生産性等の基準を満たす必要があります)
- (4) 青色申告書を提出する法人であること

【優遇内容】

- ●不動産取得税・・・課税免除
- ●固定資産税・・・・課税免除(初年度から3年間)など
- ○免税の対象資産=土地・建物・附属設備・構築物 ○土地は取得日の翌日から1年以内に建物等の建設に着手した場合のみ対象 ○直接事業の用に供する部分が対象(垂直投影面積按分で算出)

法人税の課税の特例 ※国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります

【要件】

- (1)「投資額≥2,000万円」かつ「投資額≥前年度減価償却費の20%」(令和7年3月31日までに取得したもの)
- (2)~(4)は「地方税(不動産取得税、固定資産税)の課税の特例」と同様

【優遇内容】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件※4を満たす場合	50%	5%
中堅企業枠※5を満たす場合	50%	6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

- (※4)下記①を満たした上で、②または③を満たす
- ①労働生産性の伸び率かつ投資収益率の伸び率が一定以上
- ②直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
- ③対象事業で創出される付加価値額が3億円以上、かつ、 事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上
- (※5)上記①~③を満たした上で、下記イ~ハを満たす イ:産業競争力強化法において規定する賃金水準・成長意欲が高い中堅企業
 - 口:設備投資額が10億円以上であること
- ハ:パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること
- 本制度支援対象の投資限度額は80億円です。
- 特別償却は限度額まで償却費を計上しなかった場合その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。
- 税額控除は当該事業年度の法人税額等の20%が上限です。
- 対象資産を貸付の用に供する場合や中古資産の取得は、本制度支援対象となりません。

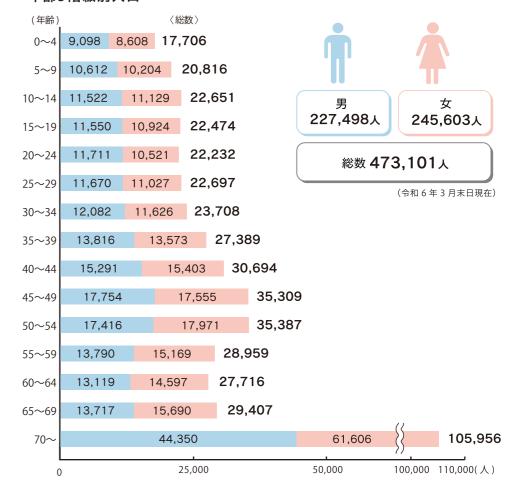
その他

- (1)日本政策金融公庫による設備資金貸付利率の引下げ
- (2)信用保証協会による保証の別枠化
- (3)財団法人食品流通構造改善促進機構が行う債務保証
- (4)特許料等の軽減(中小企業者に限る)及び地域団体商標に係る登録料等の軽減
- 詳細は、各団体等にお問い合わせください。

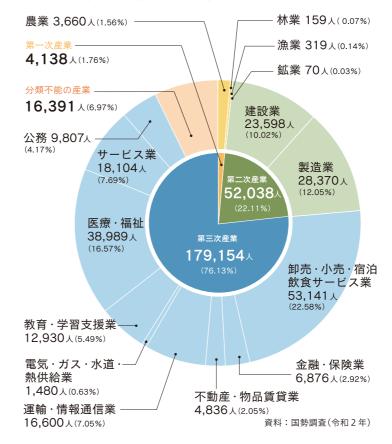


詳細はこちらから

年齢5階級別人口



産業別就業人口(15歳以上)



事業所・従業者数

区分	事業所数	従業者数(人)
総数	19,279	214,332
農林漁業	84	1,069
鉱業・採石業・砂利採取業	7	73
建設業	2,058	19,414
製造業	743	23,497
卸売・小売業・飲食店・宿泊業	6,921	60,708
金融・保険業	453	6,238
不動産業・物品賃貸業	1,270	5,284
運輸・情報通信業	719	17,132
電気・ガス・水道業・熱供給	47	1,013
サービス業	4,501	37,380
医療・福祉	1,864	35,239
教育・学習支援業	612	7,285

資料:経済センサス活動調査(令和3年)

教育機関

国立大学法人 大分大学

	学部等	学生数(人)
教育学部		570
経済学部		1,220
医学部		930
工学部		2
理工学部		1,633
福祉健康科学部		417
大学院	教育学研究科	38
	経済学研究科	49
	医学系研究科	142
	工学研究科	324
	福祉社会科学研究科	3
	福祉健康科学研究科	46
合 計		5,374

(令和5年5月1日現在)

日本文理大学(私立)

学部等	学科名	学生数(人)
	機械電気工学科	199
工学部	建築学科	331
	航空宇宙工学科	122
	情報メディア学科	385
経営経済学部	経営経済学科	1,183
保健医療学部	保健医療学科	126
大学院	工学研究科	15
合 計		2,361

(令和5年5月1日現在)

大分県立芸術文化短期大学

学科名	専攻名	学生数(人)
美術科	美術専攻	55
	デザイン専攻	121
音楽科		133
国際総合学科		222
情報コミュニケーション科		227
専攻科	造形専攻	46
	音楽専攻	47
合 計		851

(令和5年5月1日現在)

大分県立看護科学大学

学科名	学生数(人)
看護学部	331
大学院	87
合 計	418

(令和5年5月1日現在)

大分工業高等専門学校(国立)

学科名	学生数(人)	
機械工学科	211	
電気電子工学科	202	
情報工学科	202	
都市・環境工学科	198	
機械・環境システム工学専攻科	67	
電気電子情報工学専攻科	6/	
승 計	880	

(令和5年5月1日現在)

県立高等学校(理工系)

学校名	学科名	学生数(人)	
	機械科		
	電気科		
	電子科		
 大分工業高等学校	建築科	861	
八刀工来向守子仪	土木科		
	工業化学科		
	定時制(機械科・電気科)	33	
	小計	894	
	機械科		
	電気科		
鶴崎工業高等学校	建築科	790	
	化学工学科		
	産業デザイン科		
情報科学高等学校	情報電子科	190	
合 計		1,874	

(令和5年5月1日現在)

私立高等学校(理工系)

学校名	学科名	定員数(人)	
大分高等学校	自動車工学専攻科	240	
楊志館高等学校	工業科	240	
大分国際情報	情報通信科	360	
高等学校	情報電子科		
合 計		840	

(令和5年5月1日現在)



情報処理専門学校

学校名	学科名	定員数(人)
IVY 大分高度	情報処理学科	40
コンピュータ	情報システム学科	150
専門学校	小 計	190
	情報マルチメディア科	80
KCS	情報マルチメディア専門科	120
大分情報専門学校	大学併修科	120
	小 計	320
	情報処理科	40
専門学校ザイナス	ビジネス IT 科	50
IT 専門大学校	ビジネス秘書科	40
	小計	130
専修学校 大分経理専門学校	短大併修科	10
	ビジネス管理科	20
	国際ビジネス科	20
	日本語ビジネス科	30
	小 計	80
	経理本科 2 年制学科	80
	公務員本科 2 年制学科	160
大原簿記公務員 専門学校 大分校	公務員本科 1 年制学科	60
守门子仪 人刀仪	情報 IT 2 年制学科	60
	小計	360
合 計		1,080
口訂		(令和 5:

職業能力開発施設

学校名	学科名	定員数(人)
	メカトロニクス科 2 年制	20×2
	電気設備科	20
大分高等技術	自動車整備科	20
専門学校	木造建築科	20
	空調配管システム科	20
	小 計	120
	機械・CAD オペレーション科	30
	ものづくり溶接科	39
	電気システム科(デュアルコース)	26
	3D CAD 活用科	40
ポリテクセンター	建築 CAD・リフォーム技術科	68
大分	設備技術科	60
	電気システム科	40
	ものづくりアシスタント科(女性対象)	40
	導入講習	30
	小 計	373
合 計		493

(令和4年度)

賃金

新卒所定内給与額(高卒)



新卒所定内給与額(高專·短大学)



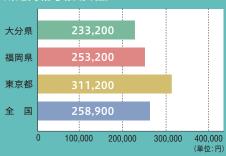
京正空山終与類(士本)



所定内給与額(男性)



所定内給与額(女性)



(資料)厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

最低賃金

都道府県名	大分	福岡	大阪	東京
最低賃金 時間額(円)	899	941	1,064	1,113

(発行年月日:大阪・東京 R5.10.1、福岡・大分 R5.10.6) ※所定内給与:きまって支給する給与のうち時間外手当、深 夜手当、休日出動手当等以外のもの。 本市は、高度経済成長期の昭和39年に新産業都市の指定を受け、鉄鋼、石油化学等の重化学工業が集積しており、 近年では半導体、電子・電気機器、医療機器等の企業が立地するなど、様々な産業が集積しています。



1 大分臨海工業地帯

高度経済成長期の昭和39年に新産業都市の指定を受け、鉄鋼、石油化学等の重化学工業が集積しており、近年では半導体、電子・電気機器、医療機器等の企業が立地するなど、様々な産業が集積しています。

2 志村中小企業 工業団地 本市が事業主体となり、昭和51年から昭和53年にかけ、昭和54年から分譲を開始しました。分譲面積は、16.1ヘクタールで、平成元年に分譲が完了しています。

3 大分工業団地 (下郡工業団地) 大分工業団地協同組合連合会が事業主体となり、昭和37年から昭和38年にかけ用地買収等、昭和38年から昭和41年にかけ造成を行い、昭和41年から分譲を開始しました。分譲面積は、18.4ヘクタールで、昭和43年に分譲が完了しています。

4 大分流通業務団地

詳細はこちらから

大分県:大分流通業務団地のご案内のページ







大分臨海工業地帯 6 号地(C-2地区)



大分流通業務団地

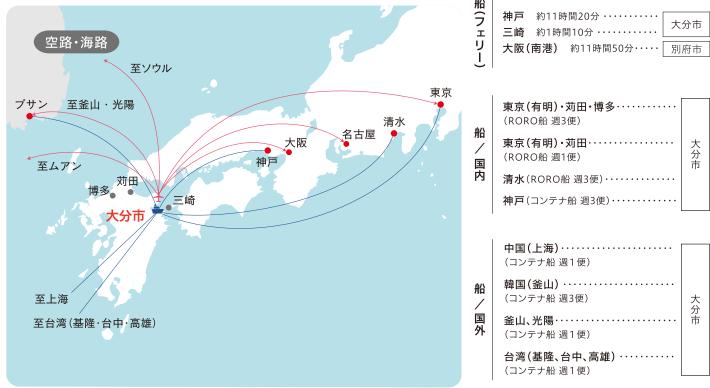
【大分市の企業立地実績】平成17年度~令和5年度:163社(208件)



陸路・海路の利便性も充実

本市は鉄道3線や高速道路など県内外からの主要幹線道が合流しており、また、豊後水道を経由し て内外に通じる海上交通が発達し、九州の東の玄関口として経済活動の一大拠点を担っています。







〒870-8504 大分市荷揚町2-31 TEL 097-537-7014 FAX 097-533-6117 e-mail:kisou@city.oita.oita.jp https://www.city.oita.oita.jp/



